

第II部 中東政治・社会論 第6章 伝統的社会構造と近代化 10. エジプトにおける共同体 財産占取の形態と主体にかんするノート

著者	中岡 三益
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	地域研究シリーズ
シリーズ番号	10
雑誌名	中東--政治・社会
ページ	250-260
発行年	1991
出版者	アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00031135

10

エジプトにおける共同体

—財産占取の形態と主体にかんするノート—

なか おか きん えき
中 岡 三 益

はじめに

- I 土地（財産）占取の形態とその主体としての共同組織—イスラーム法における財産概念との関連において—
- II 土地（財産）占取の形態とその主体としての共同組織—イスラーム社会における家族形態との関連において—

出典 『共同体の比較的研究』

川島武宜・住谷一彦編 研究参考資料209
アジア経済研究所 1973年 第6章

はじめに

この小論は、「共同体的構成の変容」にかんする比較研究（主査：住谷一彦）の一環としてとりまとめたものである。このグループ研究は、後進社会において国民経済の形成をはばむ基礎的な要因のひとつとして今なお根強く残存しつづけ、社会の伝統的な構造の根幹をなしてきたところの、「共同体（ゲマインテ）」の形態とその歴史的変容の特質について考察するところに目標をすえていた。グループ研究のための共通の出発点として、略々次のような問題意識が住谷一彦・川島武宜両氏によって提起されていたように思う。

(イ) 大塚久雄「共同体の基礎理論」を共同体研究史上の共通財産として出発するが、それが経済史の観点から共同体の諸形態について理論的照明をあてたものであったことに注意し、もしヴェーバーのアプローチの概念をより積極的に摂取しながら、より社会学的な観点から共同体における財産「占取」の範疇を再検討すれば、どのような問題発展が可能であろうか。

この問題設定は、生産力(分業)の側面からではなく、むしろ「財産」支配の側面から共同体に照明をあてることによって、広義の所有制度(財産制度)の秩序形態・規範関係が維持されている状態をとらえようとする意図をもって行なわれている。そして、そのような状態をあらわす最も基礎的な概念として、ヴェーバーが提起したアプローチの概念を積極的にとりこもうというわけである。

アプロプライーレンなる行為が社会的承認のもとで権利の秩序として規範化された状態がアプロプライアティオンであり、アジア的形態にあってはそのような規範が「実質的平等」の規範としてあらわれるのに対し、ゲルマン的(封建的)形態にあっては、「形式的平等」の規範として、しかも私的経営の成立を前提としてあらわれる。歴史的には、この「形式的平等」の規範は、そしてまた「実質的平等」の規範も異なる形態において財産秩序を破るものに対する制裁のシステムとしてあらわれるが、この「制裁のシステム」は、共同体成員の相互間の反応として、また共同体の上位に位する権力者に対する反応としてあらわれる。ところが、とりわけ前者の場合には文書として残存し難い性質のものであるため、現存の「むら」にみられる史実から抽取したモデルによって類推することになる。

(ロ) 大塚久雄「共同体の基礎理論」においては、土地占取の主体としての共同組織は、経済史の観点から生産力(分業)の展開および血縁規制の弛緩に応じて次のように類型化されている。

血縁制を基本的な社会関係の原理とするシュタムゲマインシャフトが土地の共同占取の主体となっているアジア的形態(そこには実質的平等の規範が土地配分の原理としてある)。

血縁制がいちじるしく弛緩し、家族的温情にかわってア・モラルな実力支配が社会関係の基本的な原理となっている都市共同体（実質的平等の原理）。

シュタムゲマインシャフトを特徴づける血縁制が極限まで弛緩した村落共同体（そこには形式的平等の規範が土地配分の原理としてある）。

このような3形態にかんする問題提起をふまえた上で、とりわけアジア的形態においてシュタムゲマインシャフトか血縁的紐帯を社会関係の骨格として包蔵している点に焦点をあわせ、土地占取の主体としての共同組織とその編成替えを、生産力(分業)の展開としてとらえるのみならず、シュタムゲマインシャフト(その細胞形態としての家族、親族、氏族、部族等)の歴史的特質に照明をあてるならば、どのような問題展開が可能であろうか。

以上のような二つの問題提起にたつて——両氏が提起されたものを矮小化し、あるいは重要なニュアンスを伝えていないうらみがあるが——19・20世紀のエジプト社会の史実をどのように理解し整序できるであろうか。以下、学習ノート風に大筋をのべてみよう。

I 土地(財産)占取の形態とその主体としての共同組織 ——イスラーム法における財産概念との関連において——

(イ) イスラーム法では「財産」はどのように考えられているのであろうか。イスラーム法でいう広義の「財産(property=アイン)」は、近代法律上の概念としてのアイгентウムではないことは云うまでもないが、それは川島氏がのべているような意味での「ひろい意味での財産——あるいは、日常用語で云うところの《〔誰〕のもの》——」に当たる概念であるように思われる(川島武宜『『ゲルマン的共同体』における『形式的平等性』の原理について』、川島武宜・松田智雄編『国民経済の諸類型』、岩波書店、昭和43年を参照)。

広義の「物」・「財産」を示す「アイン」は、ここにいう《〔誰〕のもの》あるいは《〔誰〕のものにする》という場合の対象物を示す言葉であろう。《の

もの》という場合の対象としての広義の財産(アイン)は、イスラーム法体系においても具象的な「物」に限られていない。

「物」の用益権(マンファア)は「物自体(ラカバ)」と区別される概念であるが、広義の「物(アイン)」に含まれ、一定の「財産」を意味する。また用益権の貸与によって生ずる収益(カッラ)に対する権利は、用益権のなかに含まれているが、同時に独立したカテゴリーの財産的支配の権利として扱われる。また合法的な取引の対象としての「物」は、マールと呼ばれ、これまた一定のカテゴリーの財産を意味する。イスラーム法体系に云う「財産」は、このように、「収入機会・物的調達手段・企業者地位などを含むひろい概念」に相当するものであり、その形態にしたがって上記のような様々な表現をとっている。

このような様々な「財産」の形態に含まれないものとして、イスラーム法体系は次のようなものを挙げている。マールになりえないものとして、自由人、儀礼なしに屠殺した動物、血等。「個人」の占有の対象となりえないものとして、空気、水、大河、公道等、またアッラーの財産であるワクフ、等々。

一般に社会の秩序を破るものに対する制裁のシステムとしては、「私的な復讐」と「コーランにもとづく、即ちアッラーの命ずる刑罪」とがある。アッラーの命ずる断罪には、酌量の余地はなく、姦淫の罪、姦淫偽証の罪、偷盗の罪、追剥の罪がそれに当たるが、財産に対する狭義の・直接的な侵害として、偷盗および追剥の他にジナーヤと呼ばれる犯罪がある。ジナーヤは、殺人、傷害および財産に対する侵害の三つを含むが、財産に対する侵害については弁済の債務が科せられる。しかしジナーヤは、神の命ずる断罪(ハッド)と区別されている。また、「物(アイン)」の完全かつ排他的な処分権はミルク(ownership)と呼ばれるが、これを侵害するものに対しては、イスラーム法による保護がある。しかし「物」の「占有(possession, ヤッド)」に対する侵害については、イスラーム法上の保護規定はなく、所有に対する侵害を参照して行なわれる。

以上はJ・シャハト (J. Schacht, *An Introduction to Islamic Law*, Oxford Univ. Press, 1964. とくに第19章および24章) が示した、財産にかんするイスラーム法上の規定であるが、それ自体きわめて示唆にとむものではあるが、これらは正統的イスラーム法学、即ち支配機構としてのイスラーム法体系の規定であり、共同体レベルにみられる財産支配の法慣行をそのまま意味するものではない。

J・シャハトが挙げるヤッドの概念に関連して、現在のエジプト農村にみられるところのワダウ・アルヤッドについてふれてみよう。ワダウ・アルヤッドとは、文字通り解すれば、「手(ヤッド)を置くこと(ワダウ)」, 即ち「物の上に手を置いて占有を表示すること」を意味する。現在のワダウ・アルヤッドの慣行は、もし村内の耕地が耕作する人なく放置されている場合、それを所有者から異議申立てられることなく15年間にわたって耕作し、その地租をも支払っている場合、かれに「所有権」が認められるというものである。しかし、かれがその土地に「手を置いていること」は、村の共同体によって、具体的にはしかしながら共同体成員の相互間の権利の証明ではなく共同体の長たるシャイフの証明によって承認されなければならない。

おそらく、このワダウ・アルヤッドの慣行は、共同体レベルでの自然発生的な「所有権」が、まず「手(ヤッド)を置くこと」に由来し、そしてその状態が共同体の長によって承認されるという装置を経てヤッド (possession) として成立し、上位の権力者との関係においてミルクあるいはマンファアという「財産」としてイスラーム法上の地位を獲得したことを示すものではなかろうか。イスラーム法体系の所有・占有規定の基底にある、このような村落の法慣行については今のところ殆ど手がかりはない。しかしながら、例えばこのワダウ・アルヤッドが示すように、共同体における法慣行は、共同体が占拠する土地を共同体成員によって占有・耕作する制度を維持するものであり、上位の支配権力との関係においてイスラーム法体系上の何らかの「財産」規定に該当するものになるとみてよいのではなかろうか。この場合、共同体による「占有」の承認と上位の支配権力による「占有」の承認との間に、共

同体の支配者であるシャイフが介在する。慣行と法体系は、シャイフにおいて交錯していたとみてよいであろう（ワダウ・アルヤッドについては、エジプト農地改革省編による『農地改革7年』〔アルイスラーフ・アルジラーイ・フィ・サバア・サナワート〕を参照）。

19世紀エジプトにおける土地所有の概念として、イブアーディーヤとアサリーヤがある。イブアーディーヤは「完全所有権」を意味するが、それはラカバ（物自体＝土地自体）とマンファア（財産としての用益権）の両者の帰属を含む概念であり、J・シャハトの云うミルクに当たる。ラカバが国家に帰属し、マンファアが個人に帰属する場合、農民の土地保有（用益権の保有）の概念としてアサリーヤが成立する。現実には、イブアーディーヤは、ムハンマド・アリー王朝の貴族・高官に与えられた「私領地」＝「公有地」における農民の用益権を意味する。したがって、イブアーディーヤの領有者と農民との間には、いわば王朝自体と農民の間にあるアサリーヤと同様の関係が生ずる。アサリーヤの概念をもって、農民の土地財産（土地自体・ラカバではなく用益権・マンファア）保有権を意味するものであると云う場合にも、上位の権力者に対して共同体全体としての土地占有の法的地位を表現しているものと解すべきであろう。したがって、共同体の上位に位する権力者に対する、共同体全体としての土地占有に関する反応をそこにみることもできるとしても、共同体成員の相互間における土地占有にかんする反応をここにみることはできない。いまわれわれが問題にしようとする、「生産手段としての農地がどのような仕方でも共同体に帰属するか」という命題の半分にのみ関わるにすぎない。

共同体の上位に位する権力者に対する共同体全体としての反応は、19世紀中葉までの上エジプトを主要な舞台として展開される諸々のアルマフディーの反乱に顕著な特徴を見出すことが出来るであろう。ここでは、シャイフ層から農民までを含む「村ぐるみ」の反乱が特徴的であり、後の「村内」の権力者に対する反乱とはおもむきを異にしている。この時期に、生産力の展開がおくれた上エジプト地方には、共同体における強固な血縁制が社会関係の

基本的な原理として存続し、クランおよび家族間の不均等発展がある程度おさえられていたものと思われるが、「村ぐるみ」の反応はそのひとつの表現であろう。またイスラーム法体系において、占有(ヤッド)に対する侵害に関する規定はとくに設けられていないとすれば、共同体成員の相互間の土地占有に対する反応が、あるいはその法慣行を破るものに対する制裁のシステムが、「物・財産」にかかわる制裁としてよりも、血縁集団からの疎外(村八分)という形での制裁としてあらわれたことを裏付けるものであるように思われる。

II 土地(財産)占取の形態とその主体としての共同組織

——イスラーム社会における家族形態との関連において——

イスラーム法体系において承認される血縁集団あるいは親族集団は家族であり、正統イスラーム法学は部族集団を否定する。なぜならば、イスラームは部族集団の原理を超克すべきムスリム集団の原理であるから。しかしながら、正統イスラーム法体系のなかにも、拡大された血縁集団の社会的存在を反映した規定がみられる。相続法における父系のリネジの問題(アサバあるいはナサブ)、刑法における殺人賠償金の問題(アーキラ)、拡大された血縁集団に対する保護義務の問題(アフリーヤ)がそれである(J・シャハト、前掲書、第18章、22章、24章およびN.J. Coulson, *Succession in the Muslim Family*, Cambridge Univ. Press, 1971, 第1章を参照)。

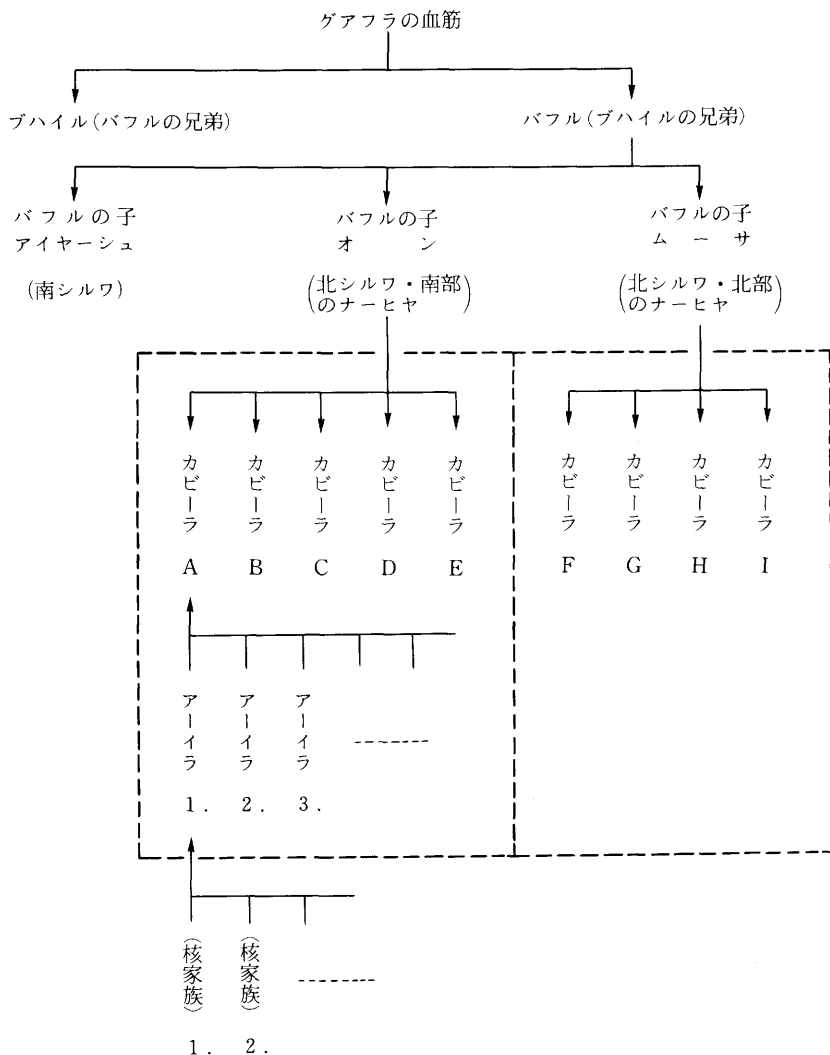
正統イスラーム法学においても、父系の血縁制が基本的な社会関係の原理になっており、かつ血縁集団に対する家父長の保護義務が暗示されていることを確認した上で、この節では、このような父系の血縁制の歴史的・社会的形態、とくにその細胞形態がどのようなものであったかについて照明をあててみたい。その場合「生産手段としての土地がどのような仕方ですべて共同体に帰属するか」という命題を、共同体成員の相互間の反応の側面について明らかにする手がかりを見出すようにつとめたい。

エジプトにおけるシュタムゲメインシャフトの細胞形態として、核家族(ウストラ)を否定し、アーイラあるいはハムーラあるいはカビーラを挙げることが既に一般化している。問題は、アーイラ、ハムーラ、カビーラあるいはナーヒヤ等と呼ばれる様々な形態の血縁集団が、いかなる実態のものであり、いかなる概念をもってとらえられるものであるかと云うところにある。この問題に関する研究者の見解は、混乱状態といってよい程である。混乱を生じた理由として、第1に、研究者の間で家族、氏族、部族等の概念が混乱し、相互の比較あるいは共同研究が妨げられていること、第2に、財産支配および生産力の展開の問題と切りはなされた形で血縁制を扱う場合が余りにも多いことが挙げられよう。

さて、明確にひとつの共通の祖先につながる父系のリネジ・グループは、カビーラと呼ばれる。カビーラの細胞形態としての家族は、アーイラと呼ばれる。

戦後上エジプトのシルワ村を調査したH・アッマールによれば(H. Ammar, *Growing Up in an Egyptian Village*, Routledge & Kegan Paul, 1954), シルワ村の基本的な社会関係を貫く血縁制は次のようなものである(図参照)。この地域一帯は、予言者ムハンマドの孫の曾孫グアフラ・アッサーディクの血筋をひくバフルの子孫の「村々」であり、三つのナーヒヤ名はアイヤーシュ、オン、ムーサの3兄弟に由来している(但し「北シルワ」はオンとムーサよりなる)。

北シルワ南部のOnab(バフルの子オンに由来するナーヒヤ名)には五つのカビーラがあり、Musiab(バフルの子ムーサに由来するナーヒヤ名)には四つのカビーラがある。概略、北シルワには5000の人口があり、政府統計では約1200の核家族があるから、架空の平均値としては各カビーラは130程度の「核家族」、あるいは550人程度の人員をかかえていることになる。明確に共通の祖先につながる父系のリネジ・グループとして、アッマールはカビーラにclanの概念を与え、アーイラにextended familyの概念を与えている。しかしアッマールも注意深く述べているように、アーイラは「核家族」とクランの間に



たつ社会単位として、「核家族」に対する保護義務を担うとともに、クランに対して「核家族」の行為の責任をとる。まさに正統イスラーム法学に云う、相続法上のアサバ、刑法上のアーキラ、家族保護にかかわるアフリーヤの最

小基本単位をなしている。したがって、アフリーヤの及ぶ範囲がきわめて拡大された場合、そしてそのことは家父長の支配する財産が拡大されたという裏付けを含意するものであるが、特定のアーイラは場合によっては他のアーイラを吸収してクランそのものにまで拡大しうる。逆に特定のクランはアーイラにまで縮小しうる。血縁制を基本的な社会関係の基底にもつシュタムゲマインシャフトは、前掲図の点線枠内の部分、即ちカビーラとアーイラの部分において実在するのであり、オンおよびムーサは観念上の血筋であり、また「核家族」は生物学的な(非社会的な)存在でしかない。「核家族」の成員ではなく、アーイラの成員が実在するのであり、さらにカビーラの成員が実在すると見るべきであろう。但しこのことは、各カビーラ間の、また各アーイラ間の不均等発展があることを妨げない。むしろそのような細胞の分裂・融合のくりかえしを含む不均等発展がシュタムゲマインシャフト存続の前提条件であり、「実質的平等」の基礎であり、かつこの「実質的平等」はアフリーヤの原理によってたつ家父長的支配として制度化される。

また北シルワでは、カビーラの長老が「村事」をとりしきる。カビーラはそれぞれ「ゲスト・ハウス」をもち、カビーラの「成年男子」は、冠婚葬祭から「村の政事」にいたるすべてをここで議し、ラマダーン月の断食の夜にはここに集まって食事をともにする。アッマールは明確にのべていないが、ここに集まる「成年男子」とは、家族に保護を与えうる(アフリーヤ)成年男子であり、具体的には家父長とその後継者たちであろう(年齢階梯による村の組織は別個に存在する)。カビーラは、血縁集団の象徴として、ゲスト・ハウスの他に「共同の井戸」をもつ。アーイラは、その象徴として「共同の馬」をもつ。そして「家(アーイラ)を支配する者が財産支配権を行使する」のである。云うまでもなく、ここに云う「家」は、アーイラからカビーラまで伸縮する。問題の焦点は、血縁集団における家父長的支配と財産的支配とが、様々な規模の支配単位を内蔵しながら共同体成員の基本単位となっていることであろう。

エジプトあるいは他のアラブ地域を含めて、これらの「様々な規模の支配

単位」に様々な名称が付されている。ある村でアーイラと称するものと、他の村でアーイラと云うものとは必ずしも同一ではない。あるいは、カビーラを指してハムーラと称し、またアーイラを指してハムーラと称する。多くの人類学者、社会学者による村落社会調査は、家父長的支配と財産的支配という側面から、もう一度整理しなおす必要があるように思われる。その場合、そのような支配の規模は、分業の展開と密接な関係にあることは云うまでもない。ひとつの見通しをのべるならば、上エジプト（例えばこの北シルワ）においては、農業外の職業は、村の一隅に住む血縁集団外の手工業者によって担われ、これらの寄寓民は北シルワのカビーラ集団によって「かかえ」こまれている。逆に下エジプト（例えば、メヌーフイーヤ地区一帯）においては、シルスッライヤーン村の手工業者が身近の村々の需要をまかなう（但し建材、単純な農具等のきわめて地方的な商品）。そして下エジプトでは、北シルワにみられるようなカビーラ（クラン）の社会的意味は薄くなり、血縁制の基本はアーイラにむしろ移っている。これをもって、共同体のアジア的形態のなかにおける、ひとつの発展類型を抽取する手がかりとすることができるかもしれない。つまりクラン的性格が次第に弛緩し、アフリーヤの及ぶ範囲が次第により近い血縁に狭められてくる過程と、村の経済活動がより商品経済にまきこまれてくる過程（但し、綿作等のいわば国際的商品ではあるが）とが、上エジプトと下エジプトの地域的格差の形で見られるように思われる。

以上、学習ノートの域を出るものではないが、今後の研究の大まかな方向として問題を提示してみた。

（中岡三益／執筆時：アジア経済研究所調査企画室長，現：上智大学外国語学部教授）